

中村元東方研究所研究員に関する細則

理事会決定 平成15年6月4日

改正 平成17年6月14日

改正 平成25年6月25日

(目的)

第1条 公益財団法人中村元東方研究所（以下「法人」という。）は、中村元東方研究所運営規程の円滑な実施を目的として、中村元東方研究所研究員（以下「研究職員」という。）に関する細則を定める。

(区分)

第2条 研究所の研究職員を以下の通り区分する。

- (1) 常勤の研究職員
 - ① 総括研究員 1名
 - ② 主任研究員 若干名
 - ③ 専任研究員 若干名
- (2) 非常勤の研究職員
 - ① 連携研究員 若干名
 - ② 非常勤研究員 若干名
 - ③ 研究嘱託 若干名

(研究職員の条件)

第3条 研究職員は、つぎの条件を満たす者でなければならない。

- (1) 法人の理事、評議員等の推薦があること。
- (2) 研究能力・人物ともに優秀で、健康であること。
- (3) 法人の設立理念を尊重し、真理研究に情熱があること。
- (4) 大学院修士号を有する者または同等な学識を有する者であること。

(選考および採用)

第4条 研究職員の採用は、原則として運営委員会による選考を経て総括研究員が内定し、その推薦を受けた理事会の議を経た上で決定する。

- 2 総括研究員は、別に定めるところにより、研究機関の長である法人の理事長が兼任する。

(任命および委嘱)

第5条 常勤の研究職員は、別に定めるところにより、法人の理事長による辞令の交付によって任命する。

- 2 非常勤の研究職員は、別に定めるところにより、法人の理事長による委嘱状の交付

によって委嘱する。

(任期)

第6条 常勤の研究職員の任期は、原則として定年に達する日までとする。

2 常勤を除く研究職員の任期は特に定めない。

(定年)

第7条 常勤の研究職員の定年は、原則として満70歳に達する日の属する会計年度の末日とする。

2 前項の規定に係わらず、総括研究員の常勤の研究職員としての定年は、以下の通りとする。

(1) 理事長が総括研究員である場合は、理事長を退任する時点。

(2) 理事長でない者が総括研究員の場合には、原則として満80歳に達する日の属する会計年度の末日とする。

3 非常勤の研究職員は、定年を設けない。

(常勤の研究職員の義務)

第8条 常勤の研究職員は、以下の各号の義務を負う。

(1) 法人の設立理念に違ふことなく、またその名誉を汚さないこと。

(2) 研究所に常勤し、各自の研究計画に従って、研究活動に専念すること。

(3) 可能な限り、法人主催の行事および集会などに参加すること。

(4) 本細則およびその他の規則類を遵守し、法人または研究所の業務に支障を起こさしめないこと。

(常勤の研究職員の任地)

第9条 常勤の研究職員が勤務すべき任地は、総括研究員が指定した場所とする。

(総括研究員)

第10条 総括研究員は、別に定めるところにより、原則として法人の理事長が兼任する。

2 総括研究員は、第8条の義務の他に、研究所の研究活動と業務を総括する。

3 総括研究員は、学会発表等で所属を明記する際にはできうる限り「公益財団法人中村元東方研究所総括研究員」と明記しなければならない。

(主任研究員)

第11条 主任研究員は、特に研究所の研究を主導できると認められる者を以て任ずる。

ただし、常勤の研究職員として任用が困難である場合には、連携研究員の兼任とする。

2 主任研究員は、第8条の義務の他に、総括研究員を補佐する。

3 主任研究員は、学会発表等で所属を明記する際にはできうる限り「公益財団法人中村元東方研究所主任研究員」と明記しなければならない。

(主任研究員を兼任する連携研究員の待遇)

第12条 前条により主任研究員を兼任する連携研究員の待遇は、常勤の研究職員に準ずる。ただしその待遇は、本細則第17条より第19条および中村元東方研究所運営規程第8条を適用しない。

(専任研究員)

第13条 専任研究員は、業績の優れた者もしくは研究所の研究の進展に十分に寄与することができる者と認められる者を以て任ずる。

- 2 専任研究員は、第8条の義務を履行するものとする。
- 3 専任研究員は、学会発表等で所属を明記する際にはできうる限り「公益財団法人中村元東方研究所専任研究員」と明記しなければならない。

(連携研究員)

第14条 連携研究員は、原則として以下のいずれかに相当する、現在法人を所属機関としない者を以て委嘱する。

- (1) 法人の常勤の研究職員として満3年以上の経験を有する者。
 - (2) 法人の常勤の研究職員の経験を有する者にして、大学の専任講師またはその相当職以上の職に就いた者。
 - (3) 研究所がその研究活動を行うに当って特に必要と認めた者。
- 2 連携研究員は、研究所の研究活動を主として学術的に援助するものとする。
- 3 連携研究員は、学会発表などで、所属を「公益財団法人中村元東方研究所連携研究員」とすることができる。

(非常勤研究員)

第15条 非常勤研究員は、原則として法人の常勤の研究職員として満3年未満の経験を有する者にして、以下のいずれかに相当する、現在法人を所属機関としない者を以て委嘱する。

- (1) 大学の専任講師に満たない職またはその相当職に就いた者。
 - (2) 他の機関の任期を有する職に就き、任期終了後に再び法人の常勤の研究職員として復職する可能性のある者。
 - (3) いずれの機関にも所属せず、研究活動を行う者。
- 2 非常勤研究員は、常勤の研究員に準じて研究所の研究活動を行うものとする。
- 3 非常勤研究員は、学会発表などで、所属を「公益財団法人中村元東方研究所非常勤研究員」とすることができる。

(研究嘱託)

第16条 研究嘱託は、他の研究機関に採用されていない研究者で、諸事情により研究所に常勤できない者を以て委嘱する。

- 2 研究嘱託は各自の研究計画に従って、研究活動に従事しなければならない。
- 3 研究嘱託は、学会発表などで、所属を「公益財団法人中村元東方研究所研究嘱託」

とすることができる。

(兼職)

第17条 常勤の研究職員が兼職をする場合には、その旨を総括研究員まで届け、その許可を得なければならない。

2 前項の兼職のうち、研究機関に係る兼職をする場合には、当該の機関より総括研究員に対し、委嘱依頼を得なければならない。

(転出)

第18条 常勤の研究職員が他の機関に転出する場合には、その旨を総括研究員まで届け、その許可を得なければならない。

2 前項の場合には、当該の機関より法人の理事長に対し、割愛を願い出なければならない。

(復職)

第19条 他の機関に転出した常勤の研究職員の経験者が、法人の常勤の研究職員に復職する場合には、その旨を総括研究員まで届け、その許可を得なければならない。

2 前項の場合には、運営委員会の議を経て総括研究員が内定し、その推薦を受けた理事会の議を経た上で決定する。

(出張)

第20条 常勤の研究職員が学会・調査・留学など自己の研究の遂行のために出張をする場合には、その旨を総括研究員まで届け、その許可を得なければならない。

2 常勤の研究職員が他の機関または調査団などの組織によりその参加を求められて出張をする場合には、参加を求める機関または組織の責任者またはそれに代わるものにより総括研究員に対する派遣要請が行われなければならない。

3 前項における出張には、出張許可を承けるものとする。

4 出張者は総括研究員に対し、その出張の報告を行わなければならない。

(改廃)

第21条 本細則の改廃は、理事会の議を経て、評議員会の承認を得た上で、理事長が行う。

附則

この細則は、平成15年6月4日から施行する。

附則

この細則は、平成17年6月14日から施行する。(第2条、第12条、第15条、第16条改正。第12条の2、第12条の5追加。)

附則

この規程は、平成25年6月25日から施行する。（第2条（1）の④、第7条、第14条の削除。第1条、第3条（4）、第11条の3、第12条の3、第15条の3、16条の3、第20条の3の改正。及び左記の削除・改正に伴う条文番号の変更。）